植松

E

干は法令によつて適法化(刑法第三五條)せられているが、さような立法措置の講ぜられるに至つていないものにつ 相當する行爲ならば、その適用を受け得ないから、すくなくとも規定の正面からは、 通の賭博に相當する行爲ならば、この規定の適用を受けて犯罪を構成しないと見られる場合があるに對し、富籤罪に 時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者」として、犯罪の成立を否定される場合があるか否かが分れてくる。すなわち、 て、ビンゴ・ゲームの類に至るまで、實に多種多様の射幸的行爲が行われるに至つている。これらのもののうち、 ればならないようになる。現在、巷間に行われているビンゴ・ゲームその他のいわゆる射幸的遊戲について、行政の か富籤罪と見らるべきかにつき、疑問を投げかけている。そのいずれに屬するかにより、刑法第一八五條但書の「一 いては、適法視することができるかどうかがしばしば問題になる。違法であるとしても、賭博罪の類型にはいるべき 最近、戰後の一傾向として、射幸性追求の傾向が著しくあらわれている。 寶籤のようなものから、 犯罪の成立あるものとされなけ 競馬、競輪を經 若

4

的に困難があるといわなければならない。 あの種の行爲を營業として許可しておくことには、 實際は富籤說を前提としているらしい說明を當局者から聞いているが、富籤說に立ちながら、法令の特別規定もなく、 この刑法第一八五條但書の適用のない點からいつても、 相當理論

ものとして、風俗營業取締法の適用に關連し、 問わるべきか、富籤罪を構成するものとなすべきかが問題となる。現に法令にもとづかないもので、 令にもとづく行爲として、もとより犯罪を構成しないが、かような法令に準據せずに行つた場合に、それが賭博罪に 問題になつてくる。その移行形態の代表的なものとしては、競馬における勝馬投票券の發賣行爲を考えることができ のの標準形態に或る程度ずつ近似したもの――いわば兩者の移行形態と見られるようなもの――については、 なる。そのおのおのの典型的な形態のものについては、常識的にも、きわめて明瞭であるようなこの區別が、 立法例と同様に、賭博罪の規定のほかに富籤罪の規定を置いているので、賭博罪と區別する意味での富籤罪が問題に いるものと思うが、これに對して、筆者は一つの異說を唱えてみたいと思うのである。 えたであろうと思われるドイツの成書における說述もある。それが今日わが國での支配的な見解となる基礎となつて というものがある。これらはいずれも勝馬投票券類似の券を發賣して、勝敗の結果によつて豫想の的中者に賞を授與 賭博行爲と富籤行爲との區別に關しては、わが大審院に有力な判例もあり、さらには、その判例に大きな影響を與 富籤行爲が廣い意味での賭博行爲の一種であることについては、爭う餘地がないが、 競馬については、競馬法その他一定の法令にもとづいて行われるのが通例であるから、その限りにおいては、 各地で問題にされているものに競犬、 アヒルの競走、 わが刑法の規定は、 玉ころがしなど 競馬に類似する これが お

實質が「受渡」をあらわすものであることを忘れてはならない。 票券の發賣と賞金の授與ということを念頭に描いて、事を考えてみればよいわけである。勿論、この場合、「發賣」と するという方法によつている。從つて、實例としては、法令にもとづくことなくして開催される競馬における勝馬投 「授與」とかいう言葉にこだわることは避けるべきで、たゞ、そういう行為を念頭に描けばよいのであつて、その

其勝敗ノ定マリタルキキ始メテ勝者ハ其財物ヲ取得シ敗者ハ之ヲ喪失スルモノナルニ、富籤ニ在リテハ其醵集シタル 罪にも該當しないものとして無罪を言渡すに際し、賭博罪と富籤との區別を論じたものであるが、その判旨によれば、 **残餘の未當籤者全員にも右同樣の交付をする契約をした行爲を富籤罪に問擬した原判決を破毀し、同罪にもまた賭博** ある額面二五圓の月賦拂込商品切手というものを約一○○名の會員に賣り渡し、その代金を二○囘に分割拂込を行わ のは、大正三年七月二八日の判決にかゝるものである。それは、兩名の被告人が共謀して、それぞれ番號の記入して 擔ニ任ズルモノナルニ、富籤ニ在リテハ富籤發賣者ハ何等財物ヲ賭スルコトナキヲ以テ、或ハ富籤購買者豫定數ニ 財物ハ直ニ富籤發賣者ニ於テ之ヲ取得スベク、(三)賭博ニ在リテハ賭博ニ干與スル胴元ト賭者ノ二者共ニ危險 籤ノ方法ヲ用ヒス、偶然ノ輸贏ニ因リ財物ノ得喪ヲ決スルモノナルニ、富籤ニ在リテハ抽籤ノ方法ニ依リ損益ヲ決シ、 | 賭博ナルモノハ偶然ノ輸贏ニ因リ財物ノ得喪ヲ決スルノ行爲ニシテ、其富籤と異ナル所ハ、(一) 賭博に在リテハ抽 (二) 賭博ニ在リテハ賭者ハ其勝敗ノ決スルマデ唯其財物ヲ提供スルニ過ギズシテ之が所有權ヲ失フモノニアラズ、 數次の大審院判例のうちで、もつとも精細に賭博罪と富籤罪との差異を說明し、學者のおゝむねこれに從つている 毎囘この番號によつて抽籤を行い、その當籤者一名に商品またはその代價相當の金員を交付し、全囘終了後には、

問題にしてはいない。

トヲ區別スベキ主要ナル標準ナリトス。」とされているのである。(三) セザルガ爲メ損害ヲ蒙ルコトアルベキモ、 其賭シタル財物ヲ損失スルノ危險一モ存スル所ナシ。 以上ハ之賭博ト富籤

期、(三)危險負擔の双方的か一方的かということであるが、果してこの標準は正當なものであろうか。 とゝに掲げられた標準は三つある。すなわち、(一)抽籤の方法によるか否か、(二)財物に對する所有權移轉の時 判例・通説の

- 掲げるこれら三つの標徴を順次檢討しつゝ、論を進めることとしよう。
- (二) 大正三年七月二八日判決、大彝院刑事判決錄第二○輯一五五一頁。

(1) Liszt-Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 25. Aufl., s. 695.

プエ三をコチェクトタギーフを取りませるです。

る。「富籤ハ財物ヲ醵集シ抽籤ニ依リ利益ヲ僥倖セシムル行爲ニシテ、其發賣者ハ如何ナル場合ト雖モ危險ヲ負擔ス 險の負擔ニ當ルモノトス。」というのがその說明である。この判例では、 ルコトナシト雖モ、之ト異ナリ賭博ハ財物ヲ賭スル行爲ニシテ、胴元ト張方トノ間ニ取引ノ關係ヲ有シ兩者何レモ危 まず、危險負擔の點であるが、この點をもつて特に賭博罪と富籤罪との區別の中心のごとくに說いている判例もあ 抽籤の方法も所有權移轉の時期も取り立てて

のそれを選んだことに由來する。 しかし、危險負擔が一方的か双方的かということによる區別は、富籤罪に比較すべき賭博罪の行爲として、賭博者 賭博者は互に財物得喪の危險を負擔していることはあきらかで、 その一方がいわゆ

賭博罪と富籤罪との區別に關する一異說

等しい立場にあるものとすれば、富籤行為については別に賭場開張罪の責任を負うべき者の存在が考えられなければ 刑事責任はその重要な面に從つて負わさるべきは當然である。 ならないことになるが、そういうものを想像することはできない。 純な賭博者としての胴元は存在しないのである。 物の得喪を爭うこととすこしも異ならないから、富籤の發賣者と比較するに値するものではない。富籤の發賣者は胴 通の賭博行爲における起發者たる賭場開張者に丁度相當することになる。 元的性格もたしかに持つてはいるが、單に賭博行爲者としての役割よりは賭場開張者としての役割の方が重要である。 のは、要するに賭博者相互の關係にほかならないのであつて、 る胴元である場合でもそうであるが、富籤の發賣者は、そもそも賭博者に比較さるべきであろうか。富籤の發賣者は むしろ賭場開張者に比較さるべきである。 - 他方が張子と稱する多數者であるに過ぎない。それは、本質的にいえば、二人の者が相互に賭博行爲をして財 富籤の發賣者は富籤という廣義の賭博行為の起發者であるから、それは普 もし、判例・通説のごとく、富籤の發賣者が純然たる賭博の胴元に 富籤罪には賭博罪における胴元に比較されるような單 賭博の相手方の一方が胴元と稱する一人の者であるに とゝに危險負擔の問題に關する判例・通說と卑見 これに反して、 胴元と張子との關係なるも

いうのが、 に求めることはできない。 いといわなければならないくらいであるから、賭博罪と富籤罪との區別の標準を、危險負擔の一方的か双方的かの點 さて、賭場の開張者と富籤の發賣者とを比較するならば、前者はかえつて後者よりも危險を負擔することがすくな 判例 通説の見解であるが、 富籤の發賣者は賭博者のようにみずから偶然の結果に對して危險を負擔するものでないと 富籤の發賣者にも、 やはり或る程度の危險負擔はあるのである。 富籤の購買

との間の根本的な出發點の相違がある。

が、 負擔しないというのが、その説の趣旨とするところである。なるほど、富籤の仕組からいえば、 者は籤の當り外れによつて、自己の出捐についての損益があるのに對し、 きる。實際は巧妙な仕組によつて、そういうことは起り得ないのかも知れないが、理論としては稀に起り得べきもの たま當り籤が數多く含まれていて、外れ籤が多く賣れ残つたとすれば、發賣者が損失を招く場合を想定することがで として考えられる。 理論上の問題としては、かならずしも發賣者に危險負擔がないとはいえない。たとえば、賣れた籤のなかにたま 從つて、富籤行爲では發賣者側に危險負擔がないとする見解は、 その發賣者はその當り外れに對して危險を すでにこの點において一つの過 通例はそずであろう

誤を犯している。

開張の經費のことを別論とすれば、常に確實に、なにほどかの利得をするのであつて、損失を招くことは、 開張者は、寺錢その他の名義で一定の金員を、賭博の勝者から取り立てて利を圖る仕組になつているものであるから、 のことであるから、賭博罪と富籤罪とを區別するための標徴とはなり得ない。かように見てくると、判例・ 富籤の購買者または賭博者だけが危險を負擔しているという點では、きわめて近似した性格をもつている。すくなく 反對に、 ひるがえつて、 がないことになる。とはいえ、通例の場合についていえば、富籤發賣者にも賭場開張者にも危險負擔はなく、 兩罪を危險負擔の點で區別することは、正當とは思えない。 富籤罪の方にかえつて發賣者にも若干の危險負擔があつて、賭博罪の方には開張者に全然危險負擔というも 開張の經費が過大なため、時に差引損失となることはあろうけれども、 賭博罪の方を見るに、その賭博者には危險負擔があつても、その開張者には危險負擔がない。 とれは、 畢竟、 これは富籤についても、 富籤の發賣者を判例・通説が賭博 全く同様 決してあ たゞ

505

諓

第二十五卷.

る。 の胴元に比しようとするに對し、卑見がこれを賭揚の開張者に比すべきものとするところに由來する見解の相違で

(1) 大正一年一〇月三日判決、大審院判決錄第一八輯一一七六頁。

Ξ

すべての紋形に掛金が行われた後に、その總額金七圓二○錢を寅五郎が取得し、 後の大審院剣例の傾向としては、この點が相當重視されているように思う。剣例が賭博類似行爲であつて賭博ではな という方法による一種の射幸行爲について、大審院は、「此方法ハ寅五郎ニ於テ如何ナル場合ニモ財物ノ得喪ニ付キ危 する紋形に掛金をした者に對して、同人から價格金六圓に相當する時計一箇を交付し、 のを置き、他人に各紋形のうち任意のもの一箇について、それを買い受けたということにして金一五錢の掛金をさせ、 は開張者の所有に歸するのではなく、勝敗の結果を待つてはじめてその歸屬がきまるという仕組になつている。その その金員はたゞちに相手方の所有に歸してしまうが、普通の花札賭博のようなものでは、賭金はたゞちに相手方また いとする場合には、特にこの點が問題にされていることが目立つ。その二、三の例を拾つてみると、次のごとくである。 の罪の典型的行為の間に存する相違である。「竇籤」のような籤を買う場合には、その買うために出捐をすると同時に、 判例・通説により兩罪區別の第二の標徴とされる所有權移轉の時期の問題を檢討すると、これはたしかにそれぞれ 寅五郎という者が四八箇の紋形を表示し、その中央にこの紋形のうち一箇に符合する紋形紙片を封入したも 次いで前記の封を開き、これに符合 その他の者は掛金を損失する

あ

險ヲ負擔セズ、常ニ利益ヲ取得スル組織ニ出デタルコト明カナリ。故ニ被告等(離サカとなった者)ハー團トナリテ寅五 五郎ト被告等各個人トノ間ニ於テ輸贏ヲ爭フベキ關係アリト觀察スルモ、寅五郎ハ被告等各個人ト輸贏ヲ爭フニ先ダ 廳警察犯處罰令第一條第三號にいう「賭博類似行爲」にあたるものとして同條號により處罰したのであつた。こゝで シメタルモノニ非ズ。 チ對手者ノ持込ミタル財物ニ付き所有權を取得セルヲ以テ、判示事實關係ハ賭シタル財物ノ得喪ヲ偶然ノ事情に繫ヲ た。この場合には賭博類似行爲に對する處罰規定が別に存在していたから、形罰はずつと輕かつたにしても、ともか になるのである。 くも犯罪とせられたのであつたが、もし、 は危險負擔の點とともに所有權移轉の時期が重視された結果、 ととなるとしたら、それでも正當な解決であるといえるであろうか。 對シ其間取引ノ關係アルモ、寅五郎に於テハ財物ノ得喪ニ付キ危險ノ負擔ニ任ゼザルモノナレバ、 、ル寅五郎ト掛金者タル被告等各人トノ間ニ於テ輸贏ヲ爭ヒ財物ノ得喪を決スルモノニアラズ。假リニ所論ノ如ク寅 しかし、所有權移轉の時期如何というような末稍的ことがらにより、時に罪責を全然免れしめるこ 隨テ賭博罪構成ノ一要素を具備セザルモノト謂ハザルベカラズ」として、 この種特別の規定がなかつたならば、全然不問に付するのほかはないこと この種の行為は賭博罪になるものとは認められなかつ 結局、これを北海道 所論ノ如く胴元

に一枚三錢の遊技券を一枚限り置かせ、客の勝つたときは、遊技一囘につき景品として煙草朝日一箇を呈することと していた者が、 所轄警察署の許可を受け、鹿兒島市内等に玉突または空氣銃射的の遊技場を設け、遊技 「右所謂遊技券ハ之ヲ判示孰レカノ一區ニ置キ判示射倖的行爲ヲ爲ストキハ夫々右遊技揚ノ營業者 タル被 許可制限を越えてこの遊技券を一度に多數置かせて、右景品附遊技を行わせたという行爲につき、大 一囘につき一人の客

處罰した。 いわゆる賭博類似行爲として、明治二七年鹿兒島縣令第三號遊技場營業取締規則第九條違反として同第一二條により 構成要件ヲ具備スルモノト云フコトヲ得ズ。」と判示し、原判決がこれを賭博罪に問擬したことを失當として破毀し、 ル事賞ナキヲ以テ、原判決ニ認定セル右行爲ハ孰レモ賭博類似行爲ヲ以テ論ズルコトヲ得ベキモ、未ダ以テ賭博罪ノ ニ遊技者タル客ノ勝チタル場合ニ於テ客が所定の煙草ヲ取得スルノミニシテ、遊技者タル客ニ於テハ何等物ヲ賭シタ 人等ノ所得ニ歸シ、 遊技者及營業者タル被告人等相互間ニ得喪ノ目的トシテ賭シタル財物ナリト云フコトヲ得ズ。

から、 に過ぎないことになる。今日、風俗営業取締法第七條によつて處罰するとしても、最高三月の懲役にしかなし得ない ものである。 權移轉の時期にそんなに重大な意味を持たせなければならぬものであろうかということに、筆者は大きな疑問を持つ 多額であつたとしても、理論は同じことになるであろうから、それに對しても縣令違反程度の輕徴な罪責を問い得る 金の所有權移轉の時期に論點を置いて賭博罪の成否が論ぜられていることに注意しなければならない。 賭博罪の成立を否定して縣令違反に問うた點は、先の判例と全く同工異曲であるが、との判旨では、 賭場開張罪が三年以下の懲役にあたるのとは、雲泥の相違である。 それはしばらく置くとして、この事件がそういう理由で賭博罪にならないとすれば、 出捐の額がいかに 出捐金の所有

が競技の實行に先立つて主催者に移るから、 强いことによるのであつて、 卑見によれ との種の遊技が營業として許可され得るのは、その出捐金がきわめて少額で、方法も娛樂的性質が 所有權移轉の時期が早いとの理由によるものではない。 賭博罪にならないのではなく、そのことが遊技場の施設利用のための 換言すれば、 出捐財物の所有權

ろで、 性格をそれが示しているからにほかならず、從つて、假に、遊技の後に支拂うべきか否かがきまるものであつたとこ 料的性格を示すことになるから、 と兩々相まつて、本件の賭博性が否定されると解すべきである。 無意味だとはいわないが、副次的な意味しか持たないといったいのである。 同じことである。 出捐金にかような性格があることと、事後において交付される物品が少額のものであること 賭博罪にも富籤罪にもならないのである。この事案で、 むしろ、出捐金の損料的乃至入場料的 出捐金の所有權移轉の

分し、 否ヤヲ決スル射倖的取引ヲ爲シタルモノト謂フコトを得べキモ、右引換券ノ代金ハ支拂ト同時ニ賣渡人ノ所得ニ歸シ の理事が規定に反し、ひそかに勝馬投票引換券のみを一枚代金一圓で合計二一、七八四枚を、部下を使つて入場觀客 該密買者ガ取得ヲ爭フ景品券ハ競馬開催者が勝馬投票引換券ノ賣渡ニ因リテ得タル代金ノ範圍内ヲ以テ支辨調製シ 各密買者間ニ得喪ノ目的トナル賭金タラザルハ明カナレバ、固ヨリ密買者相互間ニ賭錢行爲アリト論ズベカラズ。 したが、大審院は、「勝馬投票券ノ密買者ハ其代金ヲ出捐シテ競馬ノ結果ナル偶然ノ事情ニ依リテ景品券ヲ取得スルヤ であるとして、福島縣警察犯處罰令違反に問擬したのに對し、檢察官はこれを賭場開張罪に問うべきものとして上吿 に賣り渡し、その指定馬の的中者に對しては、一枚金九○錢の割合により指定馬投票總數に對して算出した金額を按 シテ賭シタル財物ナリト謂フヲ得ズ。」と判示して、原判旨を維持した。この判例も出捐金の所有權移轉が勝敗の決 種ノ財物ニシテ、單ニ勝馬投票者ニ交付スペキモノナレバ、是亦各投票者間及ビ競馬開催者間相互ニ得喪ノ目 各自に均等な景品券を取得せしめ、殘餘を俱樂部の收益としたという事實につき、 社團法人福島競馬倶樂部というのが、法令に準據して正規の競馬を福島市内で施行するにあたり、 原審はこれを賭博類似行爲 その法人 叉

### 一橋 論 叢 第二十五卷 第六號

- する前にあることを理由として賭博罪の成立を否定している。
- (二) 昭和八年一二月二二日判決、大審院判例集第一二卷二四三一頁。(一) 大正六年四月三〇日判決、大審院判決錄第二三輯四三八頁。
- 〔三〕 大正九年一〇月二六日判決、大審院判決錄第二六輯七四六頁。

### 四

出捐の財物が一旦主催者の有に歸したとしても、それは一の形式上の便宜によるに過ぎず、結局は、出捐者間に財物 の輕い責任を賦科されるに過ぎないとするならば、その解決の條理に合わないことはあきらかである。これらの判例 院判例の判示するように、 の得喪が行われるのであるならば、實質的にこれを別異に取り扱うべき理由はない。なるほど、この形式の相違も一 いうような理由があるから、これを賭博行為と認めなかつたからといつて、格別不合理と感じさせるような場合では で問題になつた事案は、出捐金額が少額であるとか、 ないけれども、それは、たまたまそういう事案であつたからに過ぎないことで、本質的には、多額の出捐と高額の賞 相違ではあるが、それによつて刑事責任に輕重の差を設けるべき合理的な理由とはなり得ない。殊に、數次の大審 根本の問題は、 出捐の財物がそのまゝ出捐者間の得喪の目的となる場合が單純な賭博の方法であることは疑ないが、これと異り、 出捐財物の所有權移轉の時期なるものに果してそんな大きな意味を附すべきものかということでお 一は賭博罪として刑法上の重い責任を負擔するに對し、他は賭博類似行爲として特別法上 結果的利益として交付されるものが低額の物品類であるとか

所有權の移轉時期が早いか遅いかで、 旣成事實があるとはいえない。もし、旣成の事實があるとすれば、むしろ籤の使用の有無にあるであろう。 となつているのならば、みだりにその分界を亂すような異論をさしはさむことはできないのであるが、未だそういう 兩者が、それぞれ刑法以前の旣成の槪念として、出捐財物の所有權移轉の時期如何によりかような區別が旣定の事實 金とをもつて行われるものについても、同旨の論を貫いなければならないわけであるから、 かような刑事責任上の差を設けることは正當でない。賭博行爲と富籤行爲との 單に出捐の金品に對する

勝敗の結果を見てはじめて所有權の歸屬のきまる賭博行爲の場合には、行爲者は勿論、その結果によつて出捐財物

場合であつても、結局、結果を見た後には、勝者に對してだけ賞が交付され、敗者には交付されないとすれば、 そのものを得喪することは明白である。 は結果を見てから出捐財物の所有權を失わなかつたのと同様の結末となり、敗者は結果を見てから出捐財物の所有權 その理由は後段次第に說くところによつてあきらかなごとく、民事法的に、契約の一方式としてならば、それが一つ 爲において多く採られる方法であるが、さればといつて、この方法によるものはすべて富籤行爲であるともいえない。 をはね」た残餘を的中者 う方法をとるものもあり、また、普通に行われる競馬のように、 には拙劣な仕組のもとに行われる事態においては、勝者は主催者の損失において利得する場合もあることになる。 を失つたのと同様の結末に達する。 やり方によつては、寶籤のように、出捐者全員の出捐總額の多寡にかゝわりなく、豫定された確定額の賞金を支拂 (勝者または當籤者に相當する者)に交付する仕組になつているものもある。 通常の事態においては、勝者は敗者の損失の犠牲において利得するのであり、 しかし、この結果を見る前に、出捐財物の所有權が一旦主催者の有に歸する この出捐總額の範圍内で、主催者においてその 前者は富籤行

### 橋 論 叢 第二十五卷 第六號

選ぶところがないのである。 は主催者の損失をきたさないように仕組まれているから、 重要な標徴となるとしても、 刑法上の區別の重點とはなし得ないからである。それのみならず、この方法も、 結局は、後者のいわゆる「頭はね」の方法と實質において

という形式になるに過ぎない。先の場合において、敗者の出捐財物の總體から「頭をはねる」というのも、單に表現 らかにされると共に、たゞちに敗者の出捐財物がすべて勝者の有に歸するとの前提に立つから、勝者から取り立てる 錢」徴收の形態においてあきらかである。それは勝者から取り立てるということになつているが、勝敗の結果があき 通の賭博の場合でも、「頭をはねる」行爲の介入することのあるのは、いわゆる開張者の圖利行爲として行われる「寺 ない場合となんら本質的に差異あるものではない。勝敗の結果を見てから出捐財物自體の所有權の移轉の行われる普 の問題であつて、實はもはや敗者の所有物につい行われるのではないから、勝者に交付されるべき物について、その "頭をはねる」という行爲が介入しても、勝敗の結果にからんで財物の得喪があるという點では、この行爲の介入し 一頭をはねる」のだといつてもよいのである。 次に後者すなわち「頭はね」の方法について檢討してみることにするが、主催者が敗者の出捐財物總體 のうちから

の三大標徴の一つに敷えていることは、先に述べた過りである。 ているのであり、 るものでなくては賭博行爲ではなく、 **とれを要するに、判例によれば、出捐財物の所有權が勝敗の結果を待つてはじめて相手方に移轉するか否かを** また判例ならびに通説は、 事前に移轉する方法によるものは賭博類似行爲となるに過ぎないものと見られ との出捐財物の所有權の事前移轉の方法によることをもつて、富籤行爲 しかし、いずれにしても、 出捐財物の所有權移轉

鄧と富籤罪とを區別しようとする見解にも、赞意を表することはできないことになる。 ていることと、實質的には逕庭がないというべきである。そこで、出捐財物の所有權移轉の時期にこだわつて、賭博 あるから、所有權を保有していても、それを保有していないがすぐ返戾を受けるかも知れないという期待權を保有し たということによつて、すでにその財物は、失われるか或るいは失われずにすむかという運命にさらされているので うのであるから、所有權をこのわずかな期間保有し續けているということは、なんら賞質的意味を持たない。 は出捐者に保たれている場合であつても、いよいよその結果が剣明した時に、もし敗者となれば、結局は所有權を失 のある仕組と、その實質において異なるところがない。逆にいえば、出捐財物の所有權が勝敗の結果判明に至るまで は一部が戻つてくるのであるから、はじめから所有權が手もとに留保されていて、勝敗の結果によりそれを失うとと 時期が勝敗の結果判明の前なると後なるとにより、 ゝる財物に對する所有權が勝敗の結果判明前に一應失われる場合においても、やがて勝者となれば、その全部また かように刑事責任の輕重を分つべき合理的根據に乏しい。

豫定された賞の請求權が出捐者にあることを富籤の重要特徴と見る見解もある(Frank, StGB., § 286, I, 1.)。

五

籤罪の成立には抽籤の施行だけでは足らず、「籤札」の發賣を必須の要件とする旨判示しているものもある。その事件 賭博罪と富籤罪との區別につき、 前示の三標徴を同時に列擧した判例におけるをはじめとして、それよりももつと文理に忠實に解釋論を立て、 判例· 通説が擧げる第三の標徴は籤を引くという方法の有無である。 わが大審院

處罰令第一條第九號ヲ適用處斷シタルハ相當ニシテ」云々と判示しているのである。(こ) 籤札ヲ發賣シタルモノニ非サルヲ以テ原判決カ被告ノ所爲ヲ富籤發賣ニ類似スルニ過キサルモノトシテ青森縣警察犯 單ニ他人ヨリ金錢ヲ醵集シ抽籤ノ方法ヲ以テ利益ヲ僥倖セシメ且其一部ヲ自己ノ利得ト爲シタルニ止リ、 依り利益ヲ僥倖セシムル目的ヲ以テ或ル籤札ヲ發賣スルヲ謂フモノニシテ其籤札ハ右射倖ノ權利ヲ證明スルノ具トシ という行爲を行つたのであつたが、これにつき、「刑法第百八十七條所定富籤ノ發賣トハ其購買者ヲシテ抽籤ノ方法ニ 抽籤を行つて、各囘本籤當籤者一人に限り、これに三〇圓以上を交付して脫退させ、殘餘金を講元において收納する テ賣買授受セラルヘキ有形ノ物體ヲ指スモノナルハ法文ノ解釋上疑ヲ容レス而シテ原判決ノ認定事實ニ依レハ被告ハ いわゆる「無盡講」名義のもとに、多數人に一口一囘二〇錢の掛金をさせて五〇〇組をもつて一組とし、隔日 前示ノ如キ

ある。結論から先にいえば、富籤罪はあえて抽籤を內容とするものでなくとも、その成立を認めるのが至當と思うが、 ならないといったい。 抽籤またはこれに準ずる程度のほとんど完全な偶然性によつて窮極的な利得または損失の決せられるものでなければ この見解はきわめて素朴な文字論のようでもあるが、多分に本質的なものに觸れていることも否定し得ない事實で

關係することではあるが、 第一項)に對し、これに對比せらるべき賭揚開張罪の刑は、三月以上五年以下の懲役である(第一八六條第二項) ことである。すなわち、富籤發賣罪に對する刑は、二年以下の懲役または三○○○圓以下の罰金である(第一八七條 このような結論が生ずるについては、富籤というものに闘する素朴な、從つて起源的には由緒のある觀念も大いに 現行法的理由としては、富籤罪に對する刑罰が賭博罪に對するそれよりも相當輕いという

項)に過ぎないのに對し、賭博行爲者は一○○○圓以下の罰金または科料に處せられる(第一八五條)ととになつて 賭博行爲をした者を比較してみると、富籤購買者は三○○圓以下の罰金または科料に 處 せら れる(第一八七條第三 量の角逐に關することなく、 に解決を與えるに、重要な據りどころとなるものといわなければならない。筆者はその據りどころを富籤の當落が力 輕くしてあるのかということをあきらかにすることが、富籤罪と賭博罪との區別の一線をどこに求めるべきかの問題 くとも現行刑法の解釋問題としては、 いるから、これまた、前者が後者より刑事責任が輕くなつている。 あきらかに前者の方が輕いし、また、との富籤發賣者または賭場開張者の企畫に應じて、富籤を買つた者および 抽籤またはこれに準すべき極端な偶然性に依存しているという特性に求むべきことを主 との事實を無視することはできない。なにゆえに、富籤罪は賭博罪よりも刑を かように富籤罪は賭博罪よりも刑が輕い。すくな

て事を論ずべきが當然である。然るに、 場開張の行為に對比すべきものとする筆者の提言についてである。 たしかにあるが、それよりも多く賭場開張的行為であり、兩者の性質を併有するかぎりは刑事責任の重い方に注目し 據せしめると考えることにでもするよりほかはないことになる。 を考える餘地があるのでなくては、權衡がとれないから、それを第一八六條第二項による賭場開張罪の一般規定に準 きものと見るにおいては、富籤發賣者は、 ついでながら、 との刑の輕重問題に關連してなお一言論及する必要があると思うのは、富籤發賣の行爲をもつて賭 もし判例・通説のごとく、富籤發賣行爲をもつて賭博の單なる胴元に比すべ 實質的には結局、賭博行爲者にほかならないことになり、別に賭場開張者 しかし、それが恐らく法の豫想していないところで 富籤發賣の行為は賭博における胴元に類する面も

張しようとするのである。

に比せらるべきではなく、賭場開張の行為に相當するものと見るのが正當である。 のと解すべきである。從つて、この刑罰の輕重問題から見ても、富籤發賣の行爲は、賭博における單なる胴元の行爲 備をしてこれを行つたとしても、富籤發賣罪のほかに、それよりもさらに刑事責任の重い賭場開張罪を構成しないも あることは、 ている以上、そう解するのが自然の條理だからである。換言すれば、富籤發賣の行爲は、たとえ或る程度の揚所的設 何人も疑わないであろう。富籤罪というものが一般の賭博罪のほかに、獨立の犯罪類型として設けられ

(1) 大正三年一一月一七日判決、大審院刑事判決錄第二〇輯二一三九頁。

### 六

なくない。 が、富籤罪が特別に偶然性と結びついていることについては、外國の立法例や解釋例に参考とするに足るものもすく 行為は單なる偶然性に關するだけで、勝負事にかゝわりを持たないという點にある。賭博罪がこの勝負事に關係して いるという點は各國の立法例において、かならずしもわが國のそれのごとく明瞭な文言が示されているわけではない 富籤罪は賭博罪よりも刑事責任の輕いものとされている。その理由は、賭博行爲が勝負事に關するのに對し、富籤

voie de sort)獲得せらるべき利益への期待を生ぜしめるためのすべての公開された操作」を意味する旨があきらか (刑法第三○一條)においては、富籤(loteries)の定義を掲げているが、それによると「籤の手段により (par la たとえば、フランスの立法例(一八三六年五月二一日富籤禁止法第二條)やそれを受け継いだペルジックの立法例

リス・アメリカでも富籤について「籤または偶然 (lot or chance) による賞の分配」というような定義を與え、これ は抽籤には限定していないが、抽籤と本質的に異ならないような偶然性利用の方法を汎稱している。 にされており、この「籤の手段により」という文言は、文字通りに解せられ、抽籤が必須の要件とされている。

要件とするとの見解を捨て、今ではかならずしも抽籤を要するものでないとしてはいるが、それが全然または本質的 解釋例は、かならずしも抽籤を必須とするか否かの點で一致してはいないが、極度の偶然性を利用して財産權の得喪 しろきわめて自然のことなのである。 に準ずべき高度の偶然性の利用ということが、富籤行為に缺くことのできない特質であると見るのは、かように、 を決するという點に、富籤行為の特色を置いていることにおいては、全く步調を同じくしている。抽籤もしくはこれ に(ausschlieszlich oder wesentlich)偶然に依存することを要件とするとの見解を持つている。これらの立法例や ドイツ法では、もつばら解釋論の問題であるが、その最高裁判所(Reichsgericht)は、これについて以前の抽籤を

ると、 質とすることは、いうまでもないことである。賭博行爲も富籤行爲も、共に偶然性と密接な關連を有すればこそ大ま 支配にのみ從い、勝負事にかゝわるところがないのに對し、賭博罪は、偶然は偶然でも勝負にからまるものである點 かな意味での同じ類型に屬するわけなのであるが、富籤罪が籤またはこれに準ずるところのほとんど完全な偶然性の これに對し、賭博罪の方は勝負事に關する。賭博行爲が偶然性に無關係なのではなく、偶然性の伴うことをその本 重要な特徴を有する。 との點が諸外國の立法例に比し、特別に明瞭である。 わが刑法において賭博行爲そのものを規定した賭博罪の基本規定(第一八五條本文)を見 「偶然ノ輸贏ニ闘シ」とある。「輸贏」すなわち「敗け勝

### 橋 論 叢 第二十五卷 第六

ち」に關して行われることが明白な犯罪構成要件となつているのである。(タン)

は珍しくないが、寶籤のようなものには、そういう事實をあまり耳にしない。 ととが、當然注意されなければならない。卑近の例をもつていえば、競馬・競輪で家産を傾け、家庭の破滅を招く者 心をそれほど極端に熱中せしめないが、勝負事に關するものは、はるかに人の心理を强く刺激するものであるという き合理的基礎となつているのである。その理由は心理的なものに求められる。抽籤のような勝敗に關しない方法は人 卑見をもつてすれば、 との勝敗に闘するということが、賭博罪をして富籤罪よりも、その刑事責任を重からしむべ

る。 風を除くために、一役を擔おうとするのが、この種行為に對する刑罰規定である。 あるけれども、その本質は公共の風俗に闘する罪であると見るべきである。すなわち、人々がいたずらに射幸を事と により しい行爲については刑罰重く、その然く著しくない行爲については、刑罰を輕くすべきが立法政策としても當然であ の類である。これは出るべき目數の「丁」であるか「牛」であるかを當てようとするもので、推量の的中するか否か 本來、賭博および富籤に關する罪なるものは、罪質による犯罪分類において、諸國の立法例も成書の記載も區々で しかし、抽籤によつても、廣い意味では一種の勝敗を決することになるものもある。もつとも手近なのは、「丁半」 正業をかえりみないにおいては、勤勢の美風は廢れ、生産は地に墜ち、世相の荒廢を招く虞があるから、 との當然の事理を示したのが、賭博罪に重く、富籤罪に輕いこの刑罰體系であるといつてよい。 刑事司法運用の實際は毫も疑を持つていない。まさにそれでよい。抽籤も出捐者が相對でやれば膀敗を爭う行 財物の得喪があるのであるから、 勝敗を争うものだといえないことはない。現に、 從つて、との惡風助長の傾向の著 普通、そう解することにつ

ない。 ちに包含されてしまうと考えることに、なんの論理的支障も存しないのである。 餘地がないことからいつても、この犯罪類型に對する上位概念たる犯罪類型としての、 對で各自の推量の的中するか否かを爭う場合には、「發賣者」がないから富籤罪の成立する餘地がない。富籤罪成立の 爲たり得る。 相互にそれを五〇%ずつ持つていることになるから、それを勝敗を爭う行爲の一種と見ることには、 それは賭碁などと違つて、きわめて技術の巧拙の關係しない、偶然性の要素の强い勝敗である。 しかもこの相對で行う抽籤の當籤率 賭博罪一般の大きな外延のう 格別無理が との

れない。 たとえ、これに微弱な勝敗的意味を與えることができたとしても、それはすべての籤の當落に必然附隨する性質であ つて、その推量の的中について互に勝敗を争うものであると見ることができないであろうかとの疑問を生ずるかも知 それならば、相對でなくとも、富籤の購賣者たちは、自己の購買した富籤の番號の入賞することを推量するのであ いわゆる勝負事ではあり得ないといわなければならない。 しかし、こゝまでくれば、 程度問題でもある。社會通念はこれを勝敗の觀念をもつて見はしないであろう。

Harris, S., and Wilshere, A., Principles and Practice of the Crminal Law, 17. ed., 1943, p. 219

Garrand, R., et P., Traité théorique et pratique de Droit pénal français, 3° ed., 1924—1935, t. VI, p. 69,

- Burdick, W. L., The Law of Crime, 1946, vol. III, p. 361
- Kriegsmann, Das Grücksspiel, VD., Bes. Teil, VI. Band, 1907, s. 408 u. s. 410
- 金 Entscheidungen des Deutschen Reichsgerichts, Bd. 36, s. 124.
- 3 Entscheidungen des Deutschen Reichsgerichts, Bd. 60, s. 385

賭博罪と富籤罪との區別に關する一異説

## (八)「凡攻戰博筮、勝曰贏負日輸」(正字通)一橋 論 叢 第二十五卷 第六號

t

のが若干残つている。 すでに卑見の主軸は述べ終つたが、賭博罪と富籤罪との區別に關する問題で、なお觸れて置かなければならないも

ることによつて解決を得ようとすることは不當である。 だというならば、それまでのことであるが、これはあえてわが刑法だけのことではないから、單に現行規定を非難す こそなれ、決して現行法のごとく、前者を後者より輕く定める理由にはならない。そのゆえに、現行法の規定を不當 に設けるに至らしめた理由であるとするならば、それはかえつて富籤罪の刑を賭博罪の刑より重く定めるべき理由 籤行爲の典型的形態となつてくる。とのような形態を考え、もし、購買者が多數であることが富籤罪を賭博罪とは別 題がある。これは要件でないとする者もあるが、わが刑法の解釋としては、「發賣」という表現がなされている以上、 きである。そうすると、事實もそうであるように、通例は一人の發賣者が多數の購買者を相手にするということが富 かつたような場合であつても差支ないが、不特定または多數の購賣者を豫想して行われるものたるを要すると見るべ この行爲は相手方が多數なことを豫想して行われるものでなければならないであろう。現實には購買者が一人しかな まず第一に、富籤罪は一人の富籤發賣者に對し、相手方となる購買者の多數存在することが要件であるかという問

富籤罪においては相手方が多數であるということは、それだけをとらえれば、むしろそれに對する刑を一層重 から

賭博罪と富籤罪との區別に闘する一異説

題の中核である。

問題がある。この問題をもう少し分析すると、出捐者相互間に直接の投受があるか、それが第三者たる主催者 しめる理由があるのに、 けのことである。そうすると、 出捐財物とは別箇の一定の財物が出捐者中の或る者に交付されるという點に、 いうことは、 きな理由が他に存しなくては、説明のできない問題である。富籤行爲が多數の購買者の存在を豫想するものであると 出捐財物の所有權が一應主催者に歸屬するかどうかということも、全く同一の問題を表現を變えていゝあらわしただ 發賣者または賭揚開張者と見られるべき者)の手を通じて行われるかという區別は、すでに論定ずみのことであるし、 が賭博行為で、別に豫定された物が與えられるのが富籤行為であるということになるのではないかというのがこの問 第二に、賭博罪においては、出捐者相互間において出捐財物そのものの得喪が行われるに對し、富籤罪においては、 たしかに富籤行為の一つの特徴であるけれども、それが兩罪區別の根本基準となるのではない。 それにもかゝわらず、逆に賭場開張罪に對するよりも刑が輕くされていることは、もつと大 出捐財物自體が直接に利得すべき者(勝負事についていえば勝者)に與えられる場合 本質的相違があるのではないかという

とのないかぎり、 成するものといわなければならない。 を主催者の手により寶石に替え、これを他の者に賞の形式で交付する方法によつたとしても、その行爲は賭博罪を構 富籤罪も賭博罪も構成する餘地がないことになり、不條理なことはあきらかである。まして、 もし、これを富籤行爲の類型に屬するものであるとするならば、發賣というと と の

大きな軽重の差のある兩罪區別の標準とするに十分な理由とはならない。例をもつていえば、或る者が出捐した金圓

然意味がないし、それが別の不代替物または異種の代替物について行われる場合であつても、そのゆえに、

しかし、出捐も賞も共に金圓その他同種の代替物である場合には、

かような區別を立てるととは全

刑に相當

### 橋 論 叢 第二十五卷 第六日

的である。 うものをその典型的な形態においてよくとらえていることは否定できない。しかし、そのとらえ方は、およそ民事法 た一定の契約を結ぶところに特質があるとかいうような趣旨を强調する見解もある。これらがいずれも富籤契約といた一定の契約を結ぶところに特質があるとかいうような趣旨を强調する見解もある。これらがいずれも富籤契約とい 付をなすべき義務を負う契約であるとか、富籤契約は一人の主催者が多數の相手方から成る一團との間に定型化され 逆に、寶石を出捐して金圓を賞とする場合を想定してみれば、その不條理はさらにはなはだしくなる。 このほか、富籤契約とは、當る者の一方が出捐することにより、他方が偶然の出來事の實現のあつた後に一定の給 刑法上の問題解決の方途としては、富籤罪と賭博罪との間に存する刑の輕重の相違をなんらか理由づける

けることを覺悟して叱正を乞う次第である。 自律的な解決が必要となるのである。あえてこゝに「異說」として所見の一端を述べ、むしろ奇說たるのそしりを受 界を劃すべき標徴をとれに求めることはできない。限界事例は典型ではなくて移行型だからである。そとに刑法學の とれらが契約としての通常の富籤を説明し得ていることは十分認められるけれども、刑法上富籤罪と賭博罪との限 ものがあきらかにされなければならない。

- ) Kriegsmann. Op, cit., s. 410.
- (11) ebenda.
- (III) Kriegsmann, Op, cit., s. 411.